

## 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

### いきいき安心プラン 〈概要版〉

(案)

令和6年3月  
船 橋 市

# 計画の趣旨と概要

## 1 計画の趣旨

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年を迎える中で、その先の令和22年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれています。本計画策定にあたっては、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標など、優先順位を検討していくことが重要となります。

そこで本市では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和6年度を初年度とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定することとしました。

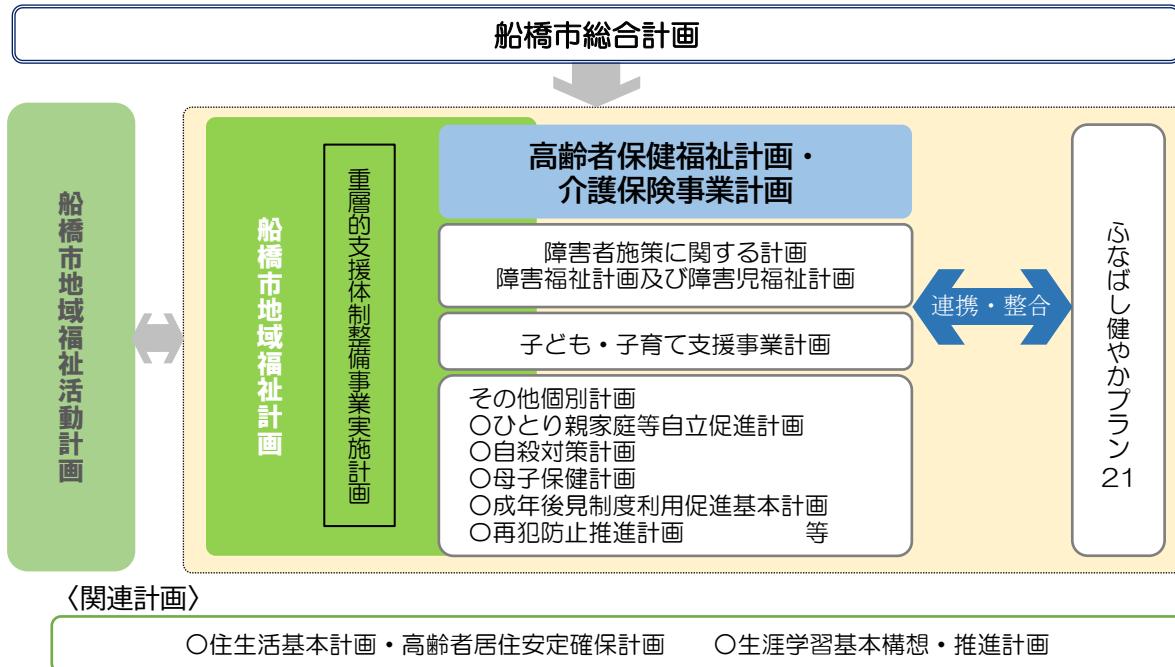
## 2 計画の位置づけと期間

### 1) 法的位置づけと船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は「老人福祉法」に基づく高齢者保健福祉計画と、「介護保険法」に基づく介護保険事業計画を、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。

本計画は、「船橋市総合計画」の個別計画です。また、福祉分野の上位計画である「船橋市地域福祉計画」やその付随計画の「重層的支援体制整備事業※実施計画」や関連計画との理念を共有し、調和がとれたものとしました。

※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施する事業のこと。



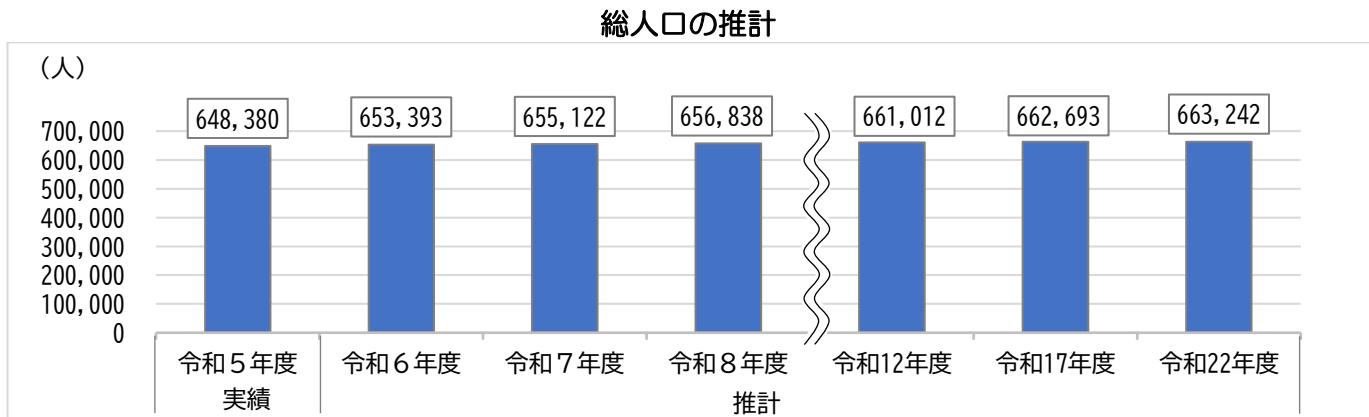
### 2) 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は令和6年度から令和8年度を対象とします。

# 高齢者を取り巻く状況～今後の動向～

## 1 総人口・高齢者人口の将来推計

本市は、平成 15 年度には中核市へ移行し、令和 5 年度では総人口 648,380 人を擁する都市へと発展してきました。なお、総人口は今後も緩やかに増加するものと推計されます。

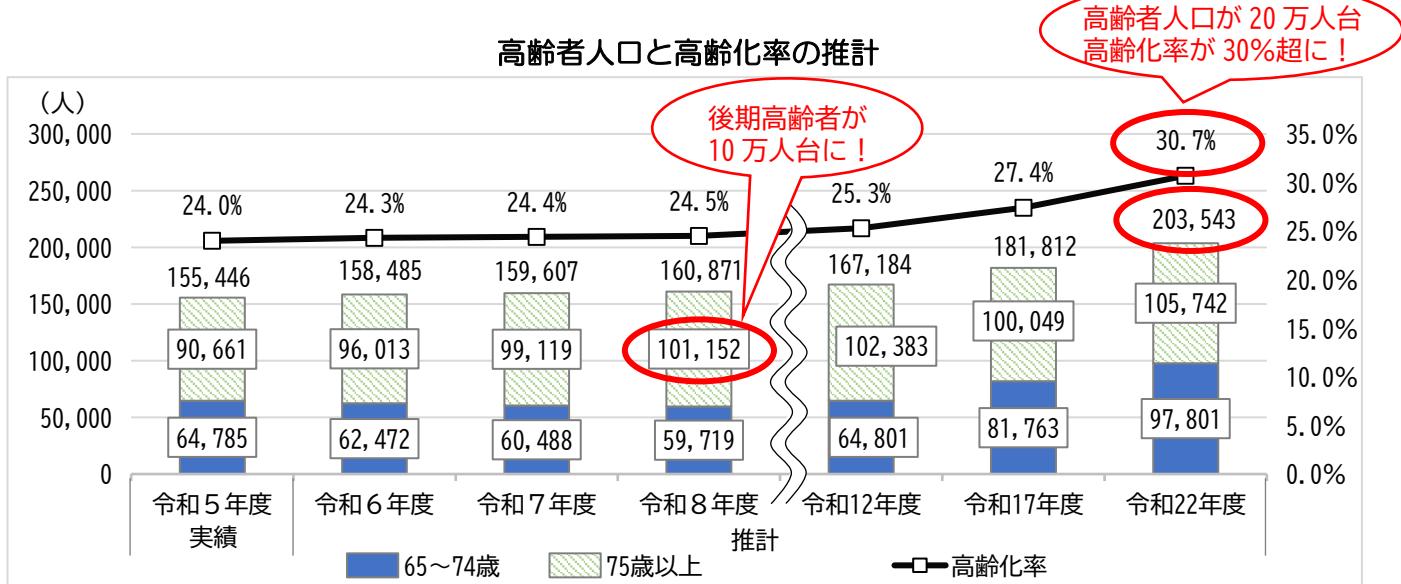


※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度 10 月 1 日時点）  
(令和 5 年度については、住民基本台帳人口（10 月 1 日時点）による)

また、高齢者人口は、昭和 30 年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しており、令和 7 年度には 159,607 人、令和 22 年度には 203,543 人と、20 万人台になると推計されます。

さらには、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、75 歳以上の高齢者人口は令和 8 年度には 101,152 人と、10 万人台になると推計されます。

高齢化率でみると、令和 5 年度の 24.0% から令和 22 年度には 30.7% にまで上昇することが推計されます。

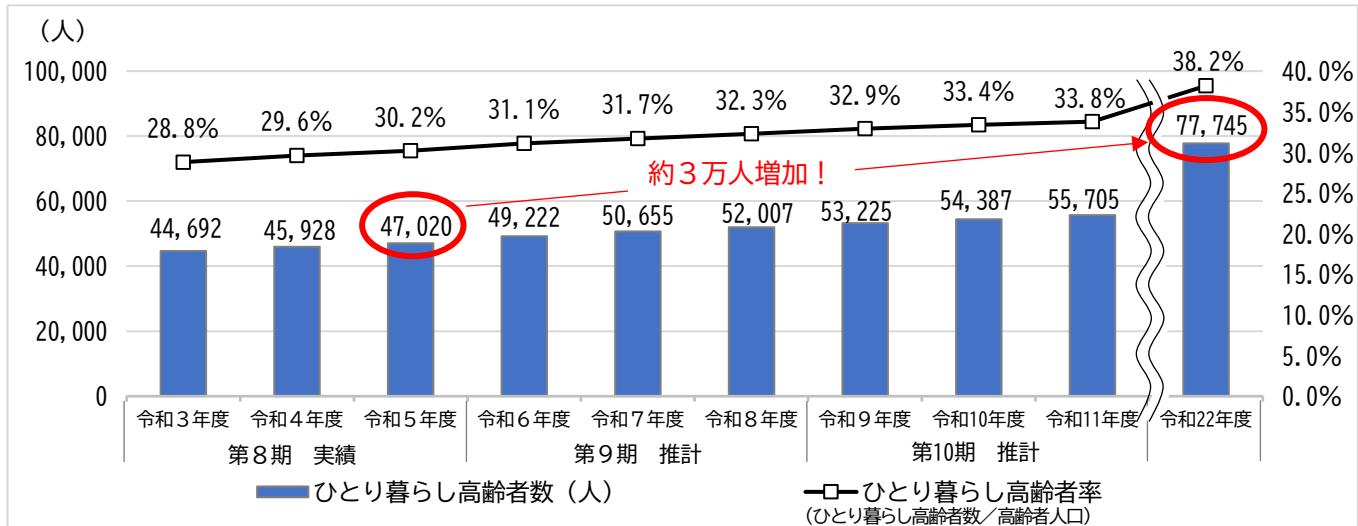


※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度 10 月 1 日時点）  
(令和 5 年度については、住民基本台帳人口（10 月 1 日時点）による)

## 2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、令和5年度の47,020人から令和22年度には77,745人にまで増加するものと見込んでいます。

ひとり暮らし高齢者数とひとり暮らし高齢者率の推計



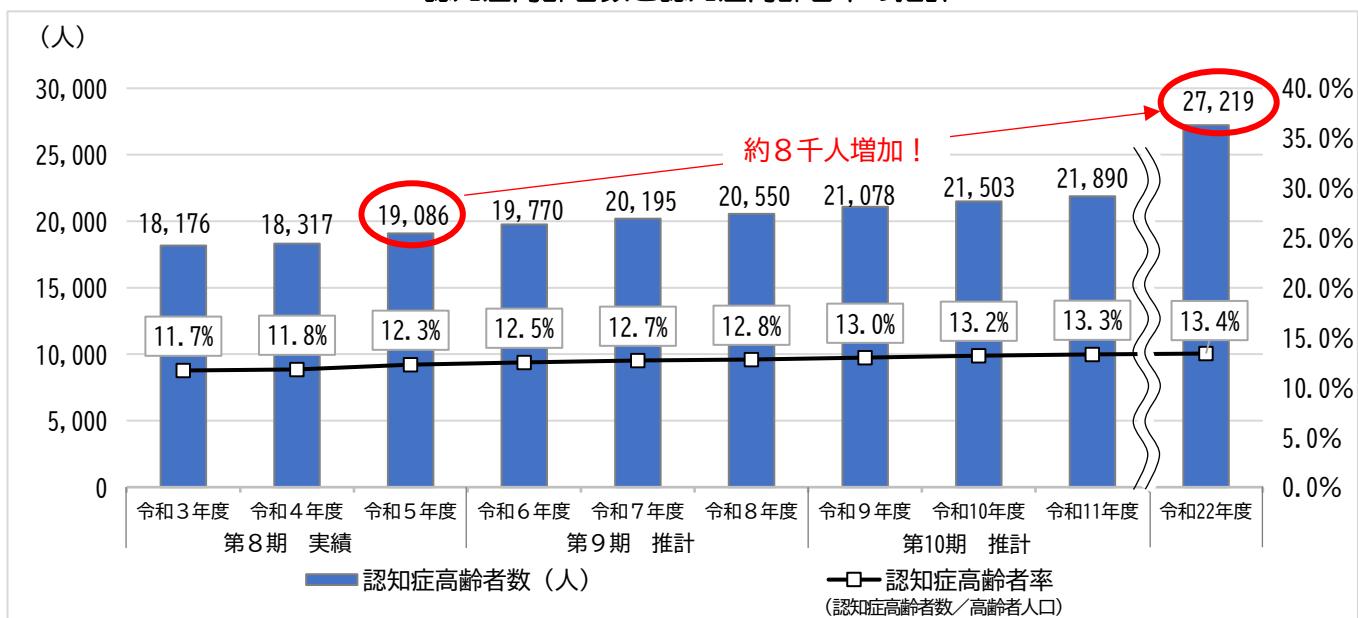
※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、令和5年度の19,086人から令和22年度には27,219人にまで増加するものと見込んでいます。

認知症高齢者数と認知症高齢者率の推計



※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

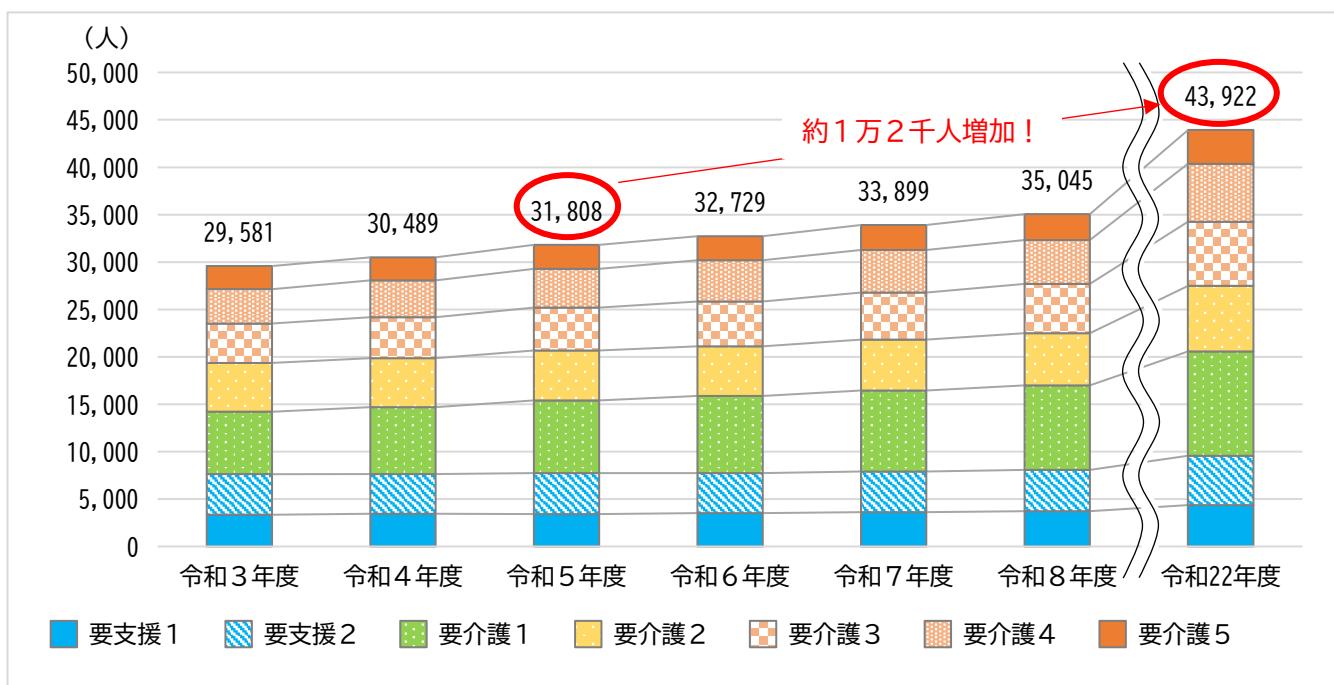
### 3 要支援・要介護認定者数の推移と見込み

認定者数については、令和5年度の31,808人から令和22年度には43,922人にまで増加するものと見込んでおります。また、認定者に占める要支援者（要支援1～2）の比率は令和5年度の24.3%から本計画期間においては23.6%から23.0%とやや減少傾向にあります。一方、要介護者（要介護1～5）の比率についてみると、令和5年度の75.7%から本計画期間においては76.4%から77.0%の水準でやや増加傾向にあります。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認定者数計	29,581人	30,489人	31,808人	32,729人	33,899人	35,045人	43,922人
認定者内訳							
要支援1	3,348人	3,448人	3,428人	3,522人	3,639人	3,735人	4,368人
要支援2	4,279人	4,203人	4,313人	4,204人	4,262人	4,337人	5,203人
要介護1	6,587人	7,032人	7,680人	8,145人	8,548人	8,928人	11,001人
要介護2	5,147人	5,166人	5,236人	5,253人	5,364人	5,493人	6,914人
要介護3	4,159人	4,337人	4,525人	4,727人	4,965人	5,199人	6,770人
要介護4	3,619人	3,867人	4,086人	4,337人	4,502人	4,645人	6,116人
要介護5	2,442人	2,436人	2,540人	2,541人	2,619人	2,708人	3,550人
認定者構造							
要支援	25.8%	25.1%	24.3%	23.6%	23.3%	23.0%	21.8%
要介護	74.2%	74.9%	75.7%	76.4%	76.7%	77.0%	78.2%

※各年度10月1日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の数値（各年度9月末時点）による



## ビジョンと基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するために、本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンに掲げ、各施策を推進してまいりました。

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、  
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる  
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

【 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン 】

地域包括ケアシステムの構築  
健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して

地域包括ケアシステムの推進



# 地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らしつづけられる船橋を目指して

## ビジョン

## 施策の体系

### 基本方針

#### 1.住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる  
住環境の整備

#### 2.予防

介護予防の推進で  
“健康寿命日本一のまち”

#### 3.生活支援

助け合い活動などの  
支援体制づくりの推進

#### 4.介護

いつでも安心して必要な  
介護サービスを利用できる体制の確立

#### 5.医療

医療と介護の連携による継続的・  
一体的なサービス提供体制の確立

### 施策群

住宅の質の向上

多様な住まいの確保

居住の支援の充実

活動の場の提供

健康づくりへの支援

介護予防の推進

生活支援サービスの提供

移動支援

地域での支え合い体制の確立

介護サービスの量の確保

介護サービスの質の確保

多様なサービスの提供

地域包括支援センターの機能強化

認知症対策の推進

介護サービスの円滑な利用

在宅医療の推進

地域医療連携の推進

看護職の確保

地域リハビリテーションの推進

歯科口腔保健の推進

## 基本方針 1. 住まい

### ● 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居制度の活用や船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいのサポート船橋」を通じて、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が円滑に入居できるよう、引き続き支援します。



#### 重点項目事業

住宅の質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅のバリアフリー改修等に関する相談</li><li>・自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援</li><li>・分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援</li><li>・賃貸住宅のバリアフリー改修の促進</li><li>・高齢化しているマンション管理組合の支援</li></ul>
多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給</li><li>・近居同居の支援</li></ul>
居住の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の住まいに関する情報提供</li><li>・持ち家の活用</li><li>・高齢者の住み替え支援</li><li>・ひとり暮らし高齢者の見守り</li><li>・居住支援サービスの向上</li></ul>

## 基本方針 2. 予防

### ● 介護予防の推進で “健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。



#### 重点項目事業

活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふなばしシルバーリハビリ体操の推進</li><li>・公園を活用した健康づくり事業の実施</li></ul>
健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援</li><li>・市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備</li><li>・健康ポイント事業</li></ul>
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般介護予防事業の実施</li><li>・介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進</li></ul>

## 基本方針 3. 生活支援

### ● 助け合い活動などの支援体制づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が必要とされており、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みなど、民間の様々なサービスと連携・協力して地域を支え合う仕組みを確立するとともに、ひとり暮らし高齢者が増加し、孤立化が大きな問題となっている中で、地域住民の方々の「ちょっとした気づき」による「ゆるやかな見守り」が行われ、異変がある場合には市の相談窓口につなぐという仕組みを広げることにより、必要な支援につなげます。

また高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組むとともに高齢者が安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、交通が不便な地域にお住まいの高齢者等の移動手段確保や環境整備に取り組みます。



#### 重点項目事業

生活支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動販売支援事業</li><li>・生活・介護支援センター事業</li><li>・<a href="#">多様な担い手による生活支援サービスの推進</a></li></ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者支援協力バスの活用</li><li>・駅改札内外のバリアフリー化</li><li>・バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）</li><li>・高齢ドライバーへの対応</li></ul>
地域での支え合い体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援コーディネーターの活動の活性化</li><li>・地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策</li><li>・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備</li></ul>

## 基本方針 4. 介護

### ● いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護サービスの量と質の確保においては、介護サービス基盤の適正な整備や介護人材の確保に努めます。また、在宅介護を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組みます。

そして、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。また、在宅介護を進めていくために介護者の介護負担の軽減を行う必要があり、相談支援の充実強化を図るとともにヤングケアラー等の介護者を支援する体制を整備します。

認知症対策の推進においては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立に伴い、本市における認知症施策推進基本計画の策定に向けて準備を進めてまいります。また、高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関との連携を図ります。

介護サービスの円滑な利用においては、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、介護サービス事業所情報の提供や高齢者まちかど案内所事業を実施します。



#### 重点項目事業

介護サービスの量の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備</li><li>・介護老人保健施設の整備</li><li>・<a href="#">介護医療院の整備</a></li><li>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備</li><li>・特定施設入居者生活介護の整備</li><li>・地域密着型サービス（施設・居住系以外）の整備</li></ul>
介護サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護人材の確保</li><li>・介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施</li></ul>
多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】</li></ul>
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括支援センター等の充実</li><li>・地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み【再掲】</li></ul>
認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置</li><li>・本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出</li><li>・認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築</li><li>・SOSネットワーク事業</li><li>・みまもりあい事業</li><li>・成年後見制度の利用促進</li><li>・<a href="#">認知症施策推進基本計画の策定</a></li></ul>
介護サービスの円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス事業所情報の提供</li><li>・高齢者まちかど案内所事業</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・<a href="#">介護に取り組む家族等への支援の充実</a></li><li>・高齢者虐待防止の体制</li></ul>

## 基本方針 5. 医療

### ● 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

地域包括ケアシステムの構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院や施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予測されます。

そのためには在宅医療に関する技術の向上や人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにおいて、医療・介護その他の在宅医療に関する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。



#### 重点項目事業

在宅医療の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）</li><li>・在宅医療のコーディネーターの機能強化</li><li>・在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぽーと）</li><li>・在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）</li><li>・在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぽーと）</li><li>・在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）</li><li>・在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（在宅医療支援拠点ふなぽーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）</li><li>・在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化</li><li>・在宅医療・介護連携推進事業の評価事業</li><li>・医療・介護人材確保事業</li></ul>
地域医療連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進</li></ul>
看護職の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・看護職の確保</li><li>・介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】</li></ul>
地域リハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域リハビリテーションの推進</li></ul>
歯科口腔保健の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問歯科診療の充実</li><li>・口腔保健支援事業の実施</li></ul>

# 地域包括支援センターの整備方針について

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。

- ◎…地域包括支援センター（14か所）
- …在宅介護支援センター（15か所）



## 1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

### 第9期計画による整備

高齢者人口増加に伴う相談件数の増加及び相談内容の複雑化・複合化は今後も続くことが見込まれ、地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があります。

それらに対応するため、今期の計画期間において、**法典地区と豊富・坪井地区の既存の2つの地域包括支援センターにサブセンター\***を設置します。

サブセンターを設置することで、市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進を図ります。

\*「サブセンター」とは、地域包括支援センターと一緒に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）を実施する機能を有する窓口を指します。



# 施設等基盤整備について

## 1 施設整備の考え方

第9期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第8期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

## 2 施設別整備計画数

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数 (単位：床)

	第8期末 整備済 予定数	第9期整備計画数				第9期末 整備済 予定数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,666	90	0	0	90	2,756
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,477	0	0	△100	△100	1,377
介護医療院	0	0	100	0	100	100
小計	4,221	90	100	△100	90	4,311
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	872	0	36	0	36	908
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	36	0	36	1,065
合計	5,250	90	136	△100	126	5,376
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,067	0	0	40	40	1,107
総合計	6,317	90	136	△60	166	6,483

### 介護医療院

介護医療院は、医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者が入所する施設です。医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるよう整備を進めます。



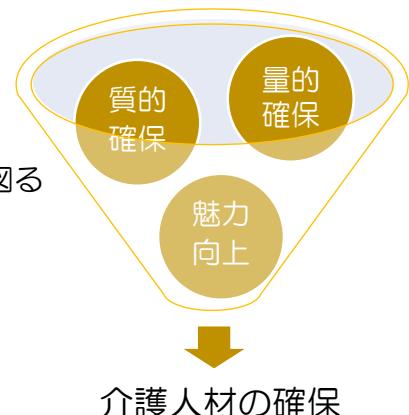
# 介護人材確保に向けた具体的な取り組み

## 1 現状及び背景

令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、令和22年度には約280万人の介護人材が必要になると推計されています。一方で、生産年齢人口が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約69万人と見込まれており、千葉県においては約3万2千人と見込まれています。このような状況があることから、地域包括ケアシステムの重要な基盤である介護人材を確保していくことが喫緊の課題となっています。

## 2 基本的考え方

- (1) 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る  
⇒推進する取り組み：参入促進
- (2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る  
⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上
- (3) 介護現場・介護職の魅力を向上させる  
⇒推進する取り組み：魅力向上・魅力発信、労働環境の改善



## 3 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②資質の向上」、「③業務の効率化と質の向上」、「④魅力向上・魅力発信」、「⑤労働環境の改善」の5つの推進する取り組みに対し、次の事業の実施や検討をしていきます。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し介護事業者等と意見交換するなど、介護事業者等と協力して、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

- |                                       |                         |
|---------------------------------------|-------------------------|
| (1) 合同就職説明会の開催                        | (①参入促進、④魅力向上・魅力発信)      |
| (2) 介護職員初任者研修に係る費用助成                  | (①参入促進)                 |
| (3) 実務者研修に係る費用助成                      | (②資質の向上)                |
| (4) 外国人介護人材の受け入れ支援                    | (①参入促進)                 |
| (5) 外国人介護人材の定着に関する支援事業                | (②資質の向上、④魅力向上・魅力発信)     |
| (6) 介護職員宿舎借り上げ費用の支援                   | (①参入促進、⑤労働環境の改善)        |
| (7) 介護に関する入門的研修の実施                    | (①参入促進、③業務の効率化と質の向上)    |
| (8) 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助               | (⑤労働環境の改善)              |
| (9) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援 | (③業務の効率化と質の向上)          |
| (10) 文書負担の軽減                          | (③業務の効率化と質の向上、⑤労働環境の改善) |
| (11) 介護人材バンク事業の実施                     | (①参入促進)                 |
| (12) ケアマネジメントの質の向上および介護支援専門員の人材の確保    | (①参入促進、②資質の向上)          |
| (13) SNS等を活用した魅力発信                    | (④魅力向上・魅力発信)            |

# 介護保険財政と介護保険料

## 1 総給付費の見込み

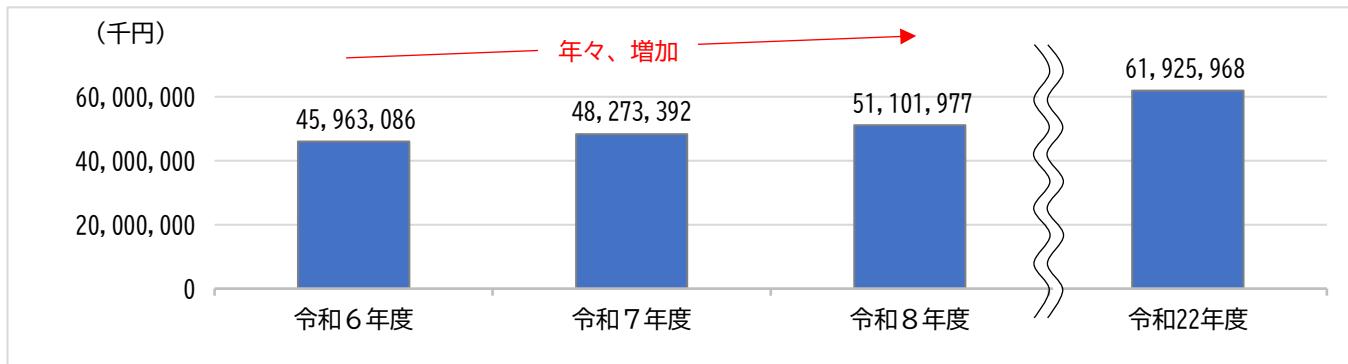
令和6年度から令和8年度までの3年間及び令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計 (第9期期間)	令和 22年度
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968

※この他に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料、市町村特別給付費、地域支援事業費等を加えた額を基礎として、介護報酬等を反映し、最終的な推計を行います。

総給付費の推計



## 2 第1号被保険者の負担割合

①総給付費等のうち 23% ②調整交付金が 5% に満たない分 0.78% ③市町村特別給付費の全額

## 3 保険料基準額

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合で補正したものです。

令和6年度から令和8年度までの保険料基準額

第9期保険料基準額	月額 6,600 円 (年額 79,200 円)
-----------	--------------------------

令和22年度の保険料基準額

令和22年度 保険料基準額	月額 7,800 円 (年額 93,600 円)
---------------	--------------------------

※現段階での推計値となっています。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)  
いきいき安心プラン〈概要版〉

発行日：令和6年3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局 高齢者福祉部 介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307